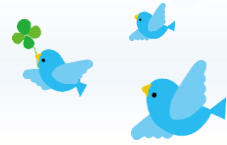


研修ニュース



〒518-0814 三重県伊賀市上友生 785 番地

TEL&FAX : 0595 (21) 8839

E-Mail : iga-ken@iga.ed.jp

研修講座 B-16 人権・同和教育基礎講座①

「差別解消三法、差別解消条例について」

【講師】 伊賀市教育委員会 指導主事 太田 健二 先生

「人権・同和教育が大事にしてきたこと～生活背景をつかむ、家庭訪問に行く～」

【講師】 伊賀市教育委員会 指導主事 師井 佐知子 先生

7月31日(月)に研修講座「人権・同和教育基礎講座①」を実施しました。講義の前半は、伊賀市教育委員会の太田指導主事より「差別解消三法、差別解消条例について」ご講義いただきました。差別解消三法については、条文に「不当な差別を解消するため、教育と啓発を行うこと」が記載されているという話から教職員は、人権問題を解消する重要な責務があるということを確認しました。また、令和4年5月に成立された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」については、前文にもあるように「私たち一人ひとりがその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない。」ことも確認しました。



講義の後半は、師井指導主事より人権同和教育が大事にしてきた「生活背景をつかむこと」「家庭訪問」について具体的なエピソードを交えてご講義いただきました。講義の中で「学校だけではわからない姿が家庭訪問から見えてきた。」という言葉がありました。子ども、保護者がどんな思いで生活をしているか、くらしの事実に出会うための家庭訪問の重要性を学ぶことができました。

最後に太田指導主事より「知ろうとすること」「自分が変わることにつながることを大切にしてほしい」という話がありました。わたしは、この話から「無関心でいることが差別を助長することにつながる」というある講師さんの話を思い出しました。知ろうとすることは、行動へ移すことにつながり、結果的に自分が変わることにつながると思います。今日の話聞いて、何か一つでも行動に移すきっかけとなることを期待しています。

アンケートより 【一部抜粋】

- ・自分が子どもたちに使っている言葉や家庭訪問の仕方を見直すことができました。子どもたちがいづらくなるような言葉を使っていないか考えた時、その子だけでなく周りの子たちのことも考えないといけないと感じました。また、家庭訪問は、指導上伝えに行く必要がある時に行っていることが多かったので、「生活背景を知る」「信頼関係を築く」ための家庭訪問が必要だと分かりました。(小)
- ・知らないことで無意識のうちに人を傷つけてしまうことがあると思います。今日の研修を通して、「知ること」が大切であると改めて感じました。知った上で、自分を変えていきたいし、差別をなくすためにできることをしていきたいと思いました。(中)